

令和7年度東海市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭において電動式生ごみ処理機又は生ごみ処理容器（以下「処理機等」という。）を購入する者に対し、補助金を交付することにより、家庭から出る生ごみの自家処理の促進を図り、もってごみの減量化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動式生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少し、又は消滅させる電動機器をいい、ディスポーザー式のものを除く。
- (2) 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを入れて地上又は地中に放置して減量し、又は堆肥にする容器をいい、キエーロを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、処理機等（中古品及び転売品を除く。）を購入し、自らが居住する住宅又は自らが管理する市内の私有地に設置した者で、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に現に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 当該者の属する世帯において市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 同種の処理機等についてこの要綱に相当する要綱による補助を受けた世帯に属する者にあつては、前回の補助を受けた日の属する年度の末日から、電動式生ごみ処理機にあつては5年、生ごみ処理容器にあつては2年が経過し、かつ当該補助に係る処理機等が使用に耐えない状態であるため新たに処理機等を買換えていること。

(補助対象処理機等の数の制限)

第4条 補助金の交付の対象となる処理機等の数は、1世帯につき、1基とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの処理機等の購入に要した費用（配送費、設置費、修理保証等に係る費用を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数金額は、切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度額とする。

(1) 電動式生ごみ処理機 20,000円

(2) 生ごみ処理容器 5,000円

3 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、処理機等を購入した後、令和8年3月31日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 次に掲げる事項が全て記載されている領収書の写し

ア 購入者の氏名

イ 購入日

ウ 購入店名

エ 購入製品名（メーカー名及び型番）

オ 購入価格及びその内訳

(2) 宣誓書

(3) その他市長が必要と認める書類等

3 第1項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、前項に掲げる書類と同等の情報を入力し、又は登録して送信する方法により行うことができる。

(補助金の交付決定及び支払)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。

(転売等の禁止)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る処理機等を他人に転売し、譲渡し、又は貸与してはならない。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定に付けた条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて生ごみの減量等の算出に必要なデータの提供を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による求めがあったときは、データの提供について積極的に協力するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。